2023年10月25日発行(毎月1回25日発行) 企業実務 第62巻 第14号 通巻第879号付録 実務情報 会社で使う 社用車」の 管理・運用マニュアル

はじめに

社用車を運転中に社員が交通事故を起こしたりすると、会社は使用者としての責任を問われることになります。 1 台でも社用車を持つ企業は、そのことを十分に踏まえたうえで適切な管理・運用をすることが必要です。

折しもことし12月から、延期されていた白ナンバー事業者のアルコール検知器によるアルコールチェックの義務化が開始されます。これを機に、いまいちど社用車の管理・運用について確認しておきましょう。

[執筆]

株式会社WINGジャパン 代表取締役 特定社会保険労務士・行政書士

山田信孝

やまだ のぶたか

関東連輸局交通環境部長、観光庁室長、独立 行政法人自動車事故対策機構審議役、船員中 央労働委員会事務局管理課長、国土交通大学 校柏研修センター調整官など、国土交通省で の行政経験を活かして、行政と運送事業者と の懸け橋として、事故のない安全で、安心政 社会を目指して活動している。著書に「運行 管理者(貨物)速習テキスト&問題集」「運 行管理者(旅客)テキスト&問題集」。

実務情報 Series CONTENTS

会社で使う「社用車」の管理・運用マニュアル

O	車両管理の基本と運用ポイント	з
	車両管理規程の作成ポイント	
	12月から始まるアルコールチェックのポイント	
4	交通事故時に会社が問われる責任	13

● 車両管理の基本と運用ポイント

社用車の使用に会社が負う責任

社用車を運転中に、交通事故を起こしたとき、運転者は民事上の責任、刑事上の責任および行政上の責任を負うおそれがあります。また、自動車の使用者(運転者の雇用主等)も、同様に民事上の責任のほか、刑事上の責任を問われることがあります。

このため、社用車を使用する会社は、社用車を運転する者に対して適切な指導を行なうと同時に、社用車を適正に管理・運用する必要があります。

自動車の使用者は、自動車の点検をし、必要に応じて整備をすることにより、当該自動車を保安基準(自動車の構造・装置について、安全確保および環境保全上の技術基準)に適合するように維持する義務があります。また、自動車は、国土交通大臣の行なう検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供することができません。

社用車の車両管理の基本は、自動車の点検・整備を行ない、自動車を保安基準に適合するよう維持・管理することにより、事故を防止することにあります。自動車の使用者は、「日常点検」と「定期点検」を実施するほか、継続検査(いわゆる車検)を一定期間ごとに行ない、自動車の安全を継続的に確保する必要があります。

日常点検

▼日常点検とは

自動車の使用者または運行する者は、自動

車の走行距離、運行時の状態等から判断した 適切な時期に、法令で定める技術上の基準に より、灯火装置の点灯、制動装置の作動その 他の日常的に点検すべき事項について、目視 等による点検をしなければなりません。これ を「日常点検」といいます。

なお、日常点検の結果、自動車が保安基準 に適合しなくなるおそれがある状態、または 適合しない状態にあるときは、速やかに必要 な整備を行ないます。

道路上において、タイヤのパンク、バースト(破裂)、バッテリーの過放電等のトラブルを発生させないためには、常日頃からタイヤの摩耗・傷や空気圧を確認するなど、日常点検を確実に実施することが重要です。

▼日常点検の主な点検箇所

日常点検のチェックポイントは、次のとお りです。

〈自動車外周りの点検〉

点検項目	合	否
①タイヤの空気圧		
②タイヤの亀裂、損傷、異常な摩耗		
③タイヤの溝の深さ		
④ランプ類の点灯・点滅		

①タイヤの空気圧

タイヤの設置部のたわみの状態をタイヤゲージで点検します。空気圧が不足していると 燃費が悪くなり、ハンドル操作が不安定になります。

②タイヤの亀裂、損傷、異常な摩耗

タイヤに釘や石などの異物が刺さったりしていないかを点検します。 亀裂や損傷などの 異常があると、パンクやバースト(破裂)の 原因となります。

③タイヤの溝の深さ

タイヤの溝が浅くなっていないかを点検し ます。

スリップ・サインはタイヤの溝の深さが 1.6mm以下になると現われます。スリップ・ サインが現われたときは、ブレーキの利きが 悪くなり、雨天時にはスリップ事故を起こす おそれがあるため、早急にタイヤを交換する 必要があります。

④ランプ類の点灯・点滅

ヘッドライト、テールランプ、ブレーキランプ、スモールランプ、ウインカーランプなどの点灯具合、および点滅速度が正常かどうかを点検します。レンズなどの汚れ、損傷がないかも点検します。

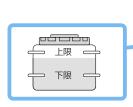
ランプ類に不具合やレンズなどに汚れ、損傷があると、急ブレーキや車線変更などのとき、他のドライバーに意思表示が正しく伝わらず、事故の原因になるおそれがあります。

〈エンジンルーム内の点検〉

点検項目	合	否
①ブレーキ液の量		
②バッテリー液の量		
③冷却水の量		
④エンジンオイルの量		
⑤ウインド・ウォッシャー液の量		

①ブレーキ液の量

ブレーキ液の量が上限と下限の間にあるか 点検します。ブレーキ液の量が減ると、ブレ ーキの利きが悪くなり、追突事故を起こすお それがあります。



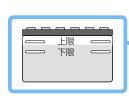


②バッテリー液の量

バッテリー液の量が上限と下限の範囲内にあるか、車両を揺らすなどして点検します。

バッテリーは、エンジンをかけるための重要な役割を果たしており、バッテリー液の量が不足すると、エンジンが円滑に起動できなくなるおそれがあります。

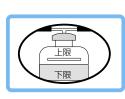
なお、バッテリー液は腐食性が強いので、 作業時には、身体、衣服、車体などに付着し ないように注意します。





③冷却水の量

冷却水のラジエータ・リザーバー・タンク 内の量が、上限と下限の間にあるかを点検し ます。冷却水の量が少なくなると、エンジン がオーバーヒートを起こすおそれがあるため、 注意が必要です。





④エンジンオイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜き取り、付着しているオイルを拭き取った後、オイル・レベルゲージを差し込み、再度抜き取り、オイルの量が上限と下限の間にあるかを点検します。





エンジンオイルは、エンジンを円滑に回転 させる潤滑油です。

エンジンオイルの量が不足したり汚れがあると、エンジンの故障の原因になるおそれがあるので、エンジンオイルの量と汚れに注意することが必要です。

⑤ウインド・ウォッシャー液の量

ウインド・ウォッシャー液の量が上限と下 限の間にあるかを点検します。





ウインド・ウォッシャー液が不足している ときは専用液を補充します。

ウインド・ウォッシャー液が空の状態だと、 モーターの故障の原因になることがあります。 〈運転席における点検〉

点検項目	合	否
①エンジンのかかり具合・異音		
②ウインド・ウォッシャー液の噴射 状態		
③ワイパーの拭取り状態		
④ブレーキ・ペダルの踏みしろとブ レーキの利き具合		
⑤駐車ブレーキ・レバーの引きしろ		
⑥エンジンの低速・加速状態		

①エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動し円滑に回転する か、エンジン始動時やアイドリング時に異音 がないかを点検します。

②ウインド・ウォッシャー液の噴射状態

ウインド・ウォッシャー液の噴射の向きや 高さが正常かどうかを点検します。

フロントガラスの汚れが取れないと、運転者の視界に支障が生じ、事故になるおそれがあります。

③ワイパーの拭取り状態

ワイパーを作動させたとき、高速・低速で 正常に作動し、フロントガラスの汚れをきれ いに払拭できるかを点検します。

このとき、ワイパーの空拭きはフロントガラスを傷つけるので、ウインド・ウォッシャー液を噴射させてワイパーを作動させます。ワイパーが正常に作動しないと、フロントガラスの汚れが取れず、運転者の視界に支障が生じ事故になるおそれがあります。

④ブレーキ・ペダルの踏みしろとブレーキの 利き具合

ブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、 床板との隙間(踏みしろ)が適当であるかを 点検します。

踏みごたえが軟らかく感じるときは、ブレーキ液の漏れなどが考えられます。

併せてブレーキの利きが適当であるかを点 検します。ブレーキの利きが悪いと、停止距 離が伸びて追突事故の原因になりますので、 早急な整備が必要となります。

⑤駐車ブレーキ・レバーの引きしろ

駐車ブレーキ・レバーを引いたとき、引き しろが多すぎたり、少なすぎたりしないかを 点検します。また、駐車ブレーキがペダル式 の場合は、ペダルの踏みしろで点検します。

⑥エンジンの低速・加速状態

エンジンが暖機した状態で、アイドリング 時の回転が円滑に継続するかどうかを点検し ます。

次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかかりがないか、エンストなどを起こすことなく円滑に回転するかを走行して点検します。

定期点検

▼定期点検とは

日常点検が常日頃から行なう簡単な点検・ 整備であるのに対し、定期点検は一定期間ご とに行なう少し大がかりな点検・整備といえ

ます。

定期点検は、専門的な知識・技術が必要なことから、特に、道路運送車両法施行規則3条に規定される「特定整備」に該当するブレーキ・ドラムなどを取り外して行なう点検・整備は、国の認証を受けた整備工場(指定整備工場、認証整備工場)に依頼して実施しなければなりません。

定期点検は、車種、用途によって行な うべき時期や点検項目数が異なっていま す。自家用乗用自動車(使用者自らの目 的のために使用する普通自動車等)について は、1年ごとに27項目、2年ごとに1年ごと の27項目を含む合計57項目の点検・整備を行 なうことが定められています(図表1)。

▼定期点検の主な点検箇所

定期点検のチェックポイントは、次のとおりです。

●ブレーキ装置

ブレーキの利き不良を防止するため、ホイール・シリンダの機能、摩耗および損傷等を 点検します。なお、この点検は特定整備に該 当します。

●走行装置

ホイールの脱落等を防止するため、ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み等 を点検します。

● 動力伝達装置

走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検 します。

● 電気装置

充電不良や各電子機器の動作不良を防止するため、バッテリーターミナル部の接続状態等を点検します。

●エンジン

エンジン出力低下や、排気ガスの漏れを防止するため、シリンダ・ヘッドおよびマニホールド各部の締付け状態等を点検します。

●ばい煙・悪臭のあるガス、有毒ガス等の発

■図表 1 自家用自動車の定期点検の間隔および自動車検 査証の有効期間

		定期	別点検の間	自動車検査証の 有効期間		
		3か月	6か月	12か月	初回	2回 以降
乗	普通・小型			0	3年	2年
乗用自動車	軽			0	3年	2年
革	三輪		0		2年	2年
	イクロバス (乗車定員 11人以上)	0			1年	1年

散防止装置

排気ガスの漏れによる大気汚染を防止する ため、排出ガス減少装置の取付けの緩みおよ び損傷等を点検します。

● 車載式故障診断装置(OBD)の診断結果

2021年10月1日から「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム (ABS)、エアバッグ (かじ取り装置ならびに車枠および車体に備えるものに限る)、ならびに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能および自動運行装置に係る電子制御装置」の各機能については、「車載式故障診断装置」(OBD) により1年ごとに点検することが義務付けられました。

車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)とは、「車両に搭載される装置の故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置の内部の記録装置に記録された情報により故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有する装置」をいいます。

2024年10月以降は、継続検査(車検)のとき、自動車検査証の備考欄に「OBD検査対象」などの記載がある自動車については、通常の検査項目に加えてOBD検査が実施される予定です。

OBD検査では、検査用スキャンツールを OBDポートに接続して故障コード (DTC) を読み取り、保安基準に適合しないものとし て自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード(特定DTCという)と 照合し、検査の合否を判定します。

対象は、大型特殊自動車、被牽引自動車および二輪自動車を除く自動車のうち、国産車は2021年10月1日以降の新型車(輸入車は2022年10月1日以降)となります。

▼定期点検整備済みのステッカー

国の認証を受けた整備工場で定期点検を実施した場合には、次回の定期点検の実施時期が車外からもわかるように、定期点検整備済みのステッカーを表示します。

点検整備記録簿の保存

自動車の使用者は、点検の結果や整備の概要を記録し、自動車の維持管理に役立てるため、点検整備記録簿を自動車に備え置くとともに、一定期間保存することが義務付けられています。自家用乗用自動車(1年定期点検対象車)の保存期間は2年です。

自動車の検査

自動車の検査には、新規検査、継続検査 (車検)、構造等変更検査、臨時検査、予備検 査があります。ここでは、継続検査について 解説します。

▼継続検査

自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後もその自動車を使用しようとするときは、自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければなりません。その際、自動車検査証の提出が求められます。

継続検査の結果、自動車が保安基準(自動車の構造・装置について、安全確保および環境保全上の技術基準)に適合していると認められるときには、自動車検査証に有効期間が記入され、自動車の使用者に自動車検査証が返付されるので、引き続き公道を走行することができます。

一方、自動車が保安基準に適合しないとき には、自動車検査証は自動車の使用者に返付 されません。不適合項目を点検・整備のうえ、 再度検査を受けることになります。

継続検査は、前述の日常点検や定期点検と は異なり、その自動車が検査時点において、 国が定めた保安基準に適合しているかどうか を一定期間ごとに確認する検査です。つまり、 継続検査は、自動車検査証の有効期間内の安 全性を保証するものではありません。

なお、自家用乗用自動車の自動車検査証の 有効期間は2年ですが、初めて自動車検査証 の交付を受けるときに限り、有効期間は3年 となっています。

▼継続検査を行なう方法

継続検査を行なうには、次の4つの方法が あります。

(1) 認証整備工場による車検

一定規模の作業場と作業機械等を有し、自動車の特定整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、連結装置、運行補助装置、自動車運行装置を取り外して行なう自動車の整備または改造)ができる整備工場として、国から認証された整備工場を「認証整備工場」といいます。

ここで継続検査を行なうときは、自動車を 自動車検査場(運輸支局・自動車検査登録事 務所)に持ち込んで検査を受けます。

(2) 指定整備工場による車検

認証整備工場のうち、一定の基準を満たした設備、技術・自動車の検査設備等を有し、選任された自動車検査員による検査を行なうことが認めれている整備工場を「指定整備工場(民間車検場)」といいます。ここで継続検査を行なうときは、自らの整備工場内で行なうことができます。

指定整備工場で継続検査を行ない、指定整備工場が交付した有効な保安基準適合標章を自動車のフロント上部に貼付されるときは、新しい自動車検査証が発行されるまでの間、自動車検査証の備付けや検査標章の表示がなくても、公道を走行することができます。

検査標章は、自動車検査証の有効期間の満

了する時期を表示するもので、2023年7月3日から、従来の「前方から見やすい位置」から「前方かつ運転席から見やすい位置」に、貼付する位置が改正されています。

(3) ユーザー車検

自動車の使用者(ユーザー)が自動車検査 場に自動車を持ち込み、使用者自らが継続検 査を受ける方法です。

(4) ユーザー車検代行

自動車の使用者(ユーザー)の代行者が、 自動車を自動車検査場に持ち込み、自動車検 査場において、継続検査を受ける方法です。

▼自動車検査証

自動車検査証は、2023年1月4日から電子 車検証に移行しています。

電子車検証は、A6サイズ相当(105mm×177.8mm)の厚紙にICタグが搭載され、券面には「基礎的情報」(継続検査や変更登録等によって記載事項の変更を要しない情報)を記載し、ICタグ内には、自動車検査証の有

効期間、所有者の氏名・住所、使用の本拠の 位置など「書換えが発生する情報」(自動車 検査証記録事項)を記録したものです。

ICタグに格納された情報は、汎用のICカードリーダや読取り機能付きスマートフォンで参照することができます。

電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書換えのみの継続検査や変更記録については、運輸支局等から委託を受けた自動車整備事業者等は、運輸支局等に出頭することなく手続きをすることができます。

自動車検査証記録事項(自動車検査証の有効期間など)は、導入開始から3年間に限り、特例措置として運輸支局等の窓口において、電子車検証の交付時と更新時に配付されることになっています。

定期点検と継続検査の概要は、図表2のとおりです。整備不良による故障や事故を防止するには、日常点検、定期点検および継続検査を実施する必要があります。

■図表2 定期点検と継続検査の概要

	定期点検	継続検査
目的	各部品・装置等について、一定期間ごとに不具合や異常を発見し整備することにより、自動車の安全運行を確保するもの	検査時点において、自動車が国が定める最低限 の保安基準に適合しているかのみを検査するも の
実施時期	自家用乗用自動車は、1年、2年	自家用乗用自動車は、初回は3年、2回目以降 は2年ごと
罰則	なし	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金
ステッカー	定期点検整備済みのステッカー(任意)	検査標章(義務)

2 車両管理規程の作成ポイント

車両管理規程の目的

会社の業務を円滑に遂行するために使用する社用車ですが、運行の安全を確保する措置

をあらかじめ講じておく必要があります。そのためには車両管理規程を作成し、社用車の 運転者に対して、道路交通法をはじめ関係法 令を遵守させ、交通事故を起こさないように 安全意識の向上を図ることが大切です。

図表3 安全運転管理者および副安全運転管理者の要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	年齢20歳以上(副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
要件	自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経 験を有する者 等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者 等
欠格事項	過去2年以内に公安委員会から解任命令を受けた 年を経過していない者 等	者、酒酔い・酒気帯び運転等の違反行為をして2

ここでは、車両管理規程の作成のポイント をまとめます。

まず、業務として使用する社用車について、 必要な点検・整備を行ない、関係する法令を 遵守し、安全な運行を確実にすることを「目 的」として定めます。

安全運転管理者の選任

道路交通法に基づき、乗車定員11人以上の自動車は1台以上、その他の自動車は5台以上を使用する本拠(事業所等)ごとに、「安全運転管理者」(図表3)を選任しなければならないことを定めます。このとき、自動二輪車の台数は1台を0.5台と計算し、通勤にしか使用しない自動車は台数の計算に含みません。

なお、安全運転管理者の業務を補助させるため、自動車の台数が20台以上40台未満の場合は「副安全運転管理者」を1人選任することとし、40台以上60台未満の場合は副安全運転管理者2人を選任します。それ以降は、20台増えるごとに副安全運転管理者1人を選任します。安全運転管理者または副安全運転管理者を選任(解任)したときは、選任(解任)した日から15日以内に公安委員会に届け出ます。なお、安全運転管理者(副安全運転管理者)を選任しない場合には、罰金50万円が科されます。

車両管理の責任者として、安全運転管理者 の職務を次のように定めます(下線箇所は 2023年12月から施行予定)。

(1) 運転者の適性等の把握

自動車の運転に関する運転者の適性、技能 および知識、道路交通法等の規定に基づく運 転者による遵守状況を把握するための措置を 講ずること

(2) 運行計画の作成

最高速度違反行為、過積載、過労運転および放置行為の防止、その他安全な運転の確保 に留意して自動車の運行計画を作成すること

(3) 交替運転者の配置

運転者が長距離運転または夜間運転に従事する場合、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置すること

(4) 異常気象時等の措置

異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示、その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること

(5) 点呼と日常点検の実施

運転しようとする運転者に対して点呼を行ない、日常点検の実施および過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。健康状態が優れず、正常な運転ができないおそれのある者は運転させないこと

(6) 酒気帯びの有無の確認 (2022年4月1日 施行)

運転しようとする運転者および運転を終了 した運転者に対し、酒気帯びの有無について、 当該運転者の状態を目視等で確認するほか、 アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう)を用いて確認を行なうこと

(7) 酒気帯びの有無の確認の記録・保存等(2022年4月1日施行)

酒気帯びの有無の確認の内容を記録し、およびその記録を1年間保存し、ならびに<u>アル</u>コール検知器を常時有効に保持すること

(8) 運転日誌の備付け・記録

運転者名、運転の開始および終了の日時、 運転した距離その他自動車の運転の状況を把 握するために必要な事項を記録する日誌を備 え付け、運転を終了した運転者に記録させる こと

(9) 安全運転指導

運転者に対し、「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、自動車の運転に関する技能、 知識その他安全な運転を確保するため必要な 事項について指導すること なお、公安委員会からの通知を受けたとき は、使用者は、安全運転管理者に毎年1回、 安全運転管理者等講習を受講させる必要があ ります。

車両管理台帳の作成

保有する社用車の登録番号、車名、型式、登録年月日、自動車検査証の有効期間、点検整備の記録などを車両ごとに車両管理台帳に記載して管理することを定めます(図表4)。

特に、自動車検査証の有効期間切れによる 無車検運転や、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済)の契約期間切れによ る無保険運転とならないように管理すること が必要です。

運転者台帳の作成

社用車を運転することができる者を特定し、 氏名、運転免許証の有効期限、運転経験、事

■図表4 車両管理台帳(例)

						車両	管理台	鴝						
		登録番	番号		登録年月日	初度登録年月	の種類	用途	自家月	月·事業用	の別	車体の	形状	
		車名	3		型	式	乗車	定員	最大積載量		車両重量		車両総	重量
								人		kg		kg		kg
		車台番	舒号		原動機の型式	長さ	ф	Ħ	高さ		総排気量		燃料の	種類
						cm		cm		cm		リットル		
所有者	氏名また	:は名称						備考			定番号お 区 分 番			
者	住	所								前軸	前 重			kg
使用者	氏名また	は名称								前軸	後 重			kg
者	住	所								後 軸	前重			kg
使用	用の本拠	の位置								後 軸	後重			kg
	白動車	検査証	の有効	期間				損害賠	音價責任保険					
		まで		まで	加入年月日	期限		契約先			保険証番号	7		月数
-		まで		まで										
-		まで配置事	*************************************	まで				工奈 /P 除	(±±1.±±±±m)					
ź				備考	加入年月日	期限		任意保険(対人・対物) 契約先			/ 保険証番号			月数
	km						2 21/3/0				-			
	km													
	km				点検年月日	完了日	整備実施	者の氏名	または名称	点	検結果お	よび整	備概要	
			km											
			km											

故歴、違反歴、健康状態(健康診断)などを、 運転者ごとに運転者台帳に記載し、管理する ことを定めます(図表5)。

法令の遵守の徹底

社用車の運転者は、道路交通法に定める交

通ルール等の関係法令を遵守し、安全運転に 努めなければならないことを定めます。

無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、最 高速度違反行為、走行中の携帯電話の使用等 の禁止事項のほか、交通事故が起きたときの 運転者の義務についても、次デ図表6のとお り定めます。

■図表5 運転者台帳(例)

			運	転者台帳							
							所属名				
作成年月日		年 月	日		作	成番号					
ふりがな										写真	
氏 名			男・女	生年月日	昭・平	年	月	日生	- - 台帳作成前	N ch/=	
	雇入れの	年月日				年	月	日	撮影した	うの(単	独・上
	運転者に選ん	至された日				年	月	日	- 三分身・角 背景)	株帽・止	.面・無
	Ŧ										
現住所				ΤE	ΞL	())			年	月撮影
	免許証番号				取得	 导年月日			年	月	日
運転免許証関係	種類	大 · 中 · 普 · 大特 · l: 大2 · 中2 · 大特2	_			条件					
証		期 限	期 限						号		
係	有効期限	年	日まで								
		年	月	日まで							
	日付		ž.								
腹 歴	年月日										
履歴・運転経験	年月日	□□=+-1+建+=□	T .	256年日	経験した所属の名称						
料 経	自動車の種類	定員または積載量 人 t	-	経験年月 年 か月							
駚		人 t	 	年か月							
	取得年月日		 頁	1 ,5 , 3				内:	容 等		
証運	年 月 日										
証明 運転記録	年 月 日										
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	年 月 日										
重	発生年月日				概要	要・処置等	ŧ				
事故歴	年 月 日										
/IE	年 月 日										
違	発生年月日				概显	要・処置等	Ē				
違反歴	年 月 日										
	年 月 日										
診 適 断 性	受診年月日										
图门注	年月日			-							
診 健 断 康	受診年月日										
四原	年 月 日										

■図表6 交通事故があったときの運転者の義務

交通事故の発生時の措置	警察官への報告
1. 運転を停止する	1. 交通事故発生の日時・場所
2. 負傷者を救護する	2. 死傷者の数および負傷者の負傷の程度
3. 道路における危険を防止する 等	3. 損壊した物およびその損壊の程度
	4. 車両の積載物
	5. 当該交通事故について講じた措置

業務外使用の禁止

社用車は、業務以外での使用を禁止することを定めます。

併せて、社用車以外で、許可されたものを 除き、個人所有の自動車を業務に使用しない ことも定めます。

社用車の業務以外での使用を禁止し、社用 車として使用できる自動車の範囲を明確に規 定することにより、交通事故発生などの際の トラブルを最小限にすることができます。

車両保険の加入

加入が義務付けられている自動車損害賠償 責任保険(自動車損害賠償責任共済)のほか、 万一のリスクに備えるため、対人賠償額は無 制限、対物賠償額は200万円以上を目安とし て、任意保険に加入することを定めます。



12月から始まる アルコールチェックのポイント

酒気帯びの有無の確認

2021年6月28日、千葉県八街市の市道で、 飲酒運転の自家用トラックが下校していた児 童の列に突っ込み5人が死傷した事故を受け て、道路交通法施行規則の改正がありました。 この改正で、2022年4月1日から、目視等に より運転者の酒気帯びの有無の確認を行なう こと、およびその内容を記録して1年間保存 することが、安全運転管理者の業務に追加さ れました。

一方、同年10月1日から追加予定だったアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行なうこと、ならびにその内容を記録して1年間保存すること、およびアルコール検知器を常時有効に保持することについては、アルコール検知器の供給不足等の諸

事情により実施時期が未定となっていましたが、2023年12月1日から実施されることになりました。

「酒気帯びの有無の確認」は、目視等で、 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子 などを対面により確認することが原則となり ます。ただし、直行直帰の場合や出張先での 運転の場合などのように、対面で確認するこ とが困難な場合には、例外として、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転 管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等 を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線など運転者と対話できる方法により、安全運転管理者が運転者の応答する声の調子等を確認する方法

など、対面による確認と同視できる方法で行なうことができます。

なお、12月1日以降は、運転者に携帯型の

アルコール検知器を携行させるなどしたうえで、①の場合にはアルコール検知器による測定結果を確認し、②の場合にはアルコール検知器による測定結果を運転者に報告させて、その内容を記録し1年間保存することが必要になります。

国家公安委員会が定めるアルコール検知器 とは、呼気中のアルコールを検知し、呼気中 アルコールの有無や濃度について警告音、警 告灯、数値等で示す機器をいいます。

「酒気帯びの有無の確認」は、運転の都度 行なう必要はなく、運転を含んだ業務の開始 前または出勤時、業務の終了後または退勤時 に行なうことで足ります。つまり、1日に数 回運転する場合でも、業務の開始前または出 勤時、業務の終了後または退勤時に行なうことで足りることになります。

酒気帯びの有無の確認の記録事項は、

- ① 確認者名
- ② 運転者名
- ③ 自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法 (アルコール検知器の使用の 有無…2023年12月 1 日以降、対面でない場 合は具体的な方法など)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- 8 その他必要な事項となります(図表7)。

■図表7 酒気帯びの有無の確認表(例)

車両番号等					前確認									
		日時	方法	検知器の使用 アルコール	酒気帯びの	指示事項	確認者	日時	方法	検知器の使用 アルコール	酒気帯びの	指示事項	確認者	必要事項
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
		/	対面	有	有			/	対面	有	有			
()	:	電話	無	無			:	電話	無	無			
\sim	~~	\sim		~	\sim	**	\sim		\sim			\sim	\sim	

4 交通事故時に会社が問われる責任

交通事故を起こしたとき、運転者は、民事 上の責任、刑事上の責任および行政上の責任 を負う場合があります。

社用車を運転中に交通事故を起こし加害者 になったときには、次のとおり責任を問われ る可能性があります。

民事上の責任

故意または過失によって他人の権利または

法律上保護される利益を侵害した運転者は、 民法709条に基づき、損害賠償責任を負うこ とになります。

民法709条(不法行為による損害賠償)

故意または過失によって他人の権利または 法律上保護される利益を侵害した者は、これ によって生じた損害を賠償する責任を負う。

交通事故は、大きく人身事故と物損事故に 分けられますが、人身事故の場合には、自動 車損害賠償保障法が、民法に優先して適用さ れます。

自動車損害賠償保障法は、原動機付自転車を含むすべての自動車に自動車損害賠償責任保険への加入を義務付け、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合の損害賠償を保障するものです。自動車の運行供用者は、その運行によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害賠償責任を負うことになります。

自動車損害賠償責任保険の損害賠償額の上限は、死亡事故は3,000万円、傷害事故は120万円と定められており、被害者に重大な過失があった場合には、損害補償額が減額されることがあります。自動車損害賠償責任保険の上限額を超える損害賠償については、加害者は、任意保険により損害賠償をすることになります。

物損事故の場合は自動車損害賠償責任保険 の対象とはならないため、加害者は、任意保 険により損害賠償を行ないます。

使用者である会社は、民法715条により、 運転者の選任およびその事業の監督について 相当の注意をしたことや相当の注意をしても 損害が生ずべきであったことを立証できない 限り(立証が認められた例はほとんどありま せん)、加害者とともに損害賠償責任を負う ことになります。

民法715条(使用者等の責任) 1項

ある事業のために他人を使用する者は、被

用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任およびその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

なお、会社が使用者責任に基づき被害者に 生じた損害を賠償した場合には、会社は運転 者に対して、諸事情に照らし信義則上相当と 認められる限度において、求償することがで きます。

以上から、社用車を使用する会社は、交通 事故による人身事故および物損事故のリスク を最小限にするため、自動車損害賠償責任保 険のほか任意保険にも加入し、かつ、期限切 れがないよう管理する必要があります。

刑事上の責任

道路交通法では、業務として社用車を運転中に交通事故を起こしたとき、法令違反の状況に応じて、懲役、禁錮、拘留、罰金、科料などの刑罰が科せられることがあります。たとえば、運転者の運転に起因する死傷事故で救護義務の違反があったときは、10年以下の懲役または100万円以下の罰金と定められています。

また、次の違反の事案では、運転者のほか、 使用者である法人にも罰則が科せられること がありますので、適切な管理・指導が必要に なります。

- ① 制動装置等が整備不良のまま運転したときは、道路交通法違反として運転者に3か 月以下の懲役または5万円以下の罰金、法 人に5万円以下の罰金が適用
- ② 無車検で公道を運転したときは、道路運送車両法違反として運転者に6か月以内の 懲役または30万円以下の罰金、法人に30万 円以下の罰金が適用
- ③ 自動車損害賠償責任保険に未加入 (無保

■図表8 自動車運転死傷処罰法

犯罪名	違反行為	罰則									
危険運転致死 傷罪(2条)	 ① アルコールまたは薬物の影響で正常な運転が困難な状態で走行 ② 進行の制御が困難な高速度で走行 ③ 進行を制御する技能を有しないで走行 ④ 人・車の通行を妨害する目的で走行中の自動車の直前に進入し、著しく接近し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転 ⑤ 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じる速度で走行中に限る)の前方で停止し、著しく接近する方法で運転 ⑥ 高速自動車国道・自動車専用道路で、通行を妨害する目的で走行中の自動車の前方で停止し、著しく接近する方法で運転し、走行中の自動車を停止・徐行させる ⑦ 赤色信号をことさらに無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転 ⑧ 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転 	負傷のとき 15年以下の懲役 死亡のとき 1年以上の懲役									
危険運転致死 傷罪(3条)	アルコール・薬物・一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に 支障が生じるおそれがある状態で運転し、人を死傷	負傷のとき 12年以下の懲役 死亡のとき 15年以下の懲役									
過失運転致死 傷アルコール 等影響発覚免 脱罪(4条)	アルコール・薬物の影響により人を死傷させた場合、運転時のアルコール・薬物の影響の有無・程度の発覚を免れる目的でアルコール・薬物の摂取、アルコール・薬物の濃度を減少させる等その影響の有無・程度の発覚を免れる	12年以下の懲役									
過失運転致死 傷罪(5条)	自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷	7年以下の懲役・禁 錮または100万円以 下の罰金									

険)のまま、公道を運転したときは、自動 車損害賠償保障法違反として、運転者に1 年以下の懲役または50万円以下の罰金、法 人に50万円以下の罰金が適用

運転者が悪質・危険な運転によって人を死傷させた場合には、その違反行為に応じて、 図表8のとおり「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(自動車運転死傷処罰法)が適用されます。

さらに、無免許運転で人を死傷させた場合 には、表中の罰則が過重されることになって います。

行政上の責任

交通事故や交通違反を起こしたときは、民 事上の責任、刑事上の責任のほかに、道路交 通の安全の確保を図るために、過料、反則金 の支払いや運転免許の取消し・停止といった 行政処分を受けることがあります。



使用者である会社は、労働契約法により、 運転者の生命、身体等の安全を確保しつつ労 働することができるよう、必要な配慮をする 安全配慮義務を負っています。

特に、近年は運転者の健康に起因した事故 が増えています。健康診断の結果に異常の所 見があるときは、医師による意見を聴取して 就業制限等の必要がないか、確認する必要が あります。

社用車の整備不良が原因で交通事故を起こ した場合にも、安全配慮義務違反が問われる ことがあります。

社員に対する安全配慮義務を履行しつつ、 業務遂行上必要とする社用車を安心して使用 することができるよう、安全運転管理者の指 導の下で、車両管理規程を遵守し適切に管理 していくことが求められます。